

福井県広域避難計画要綱の改定について

平成29年10月に、「高浜地域の緊急時対応」および「大飯地域の緊急時対応」が改定・策定されたこと等を踏まえ、福井県広域避難計画要綱を改定した。

改定日 平成30年8月16日

《主な改定内容》

1 気象状況等を踏まえたヘリコプターの派遣

- ・県が自衛隊等の実働機関に要請する内容に「発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの派遣を行うこと」を追記

2 自然災害等が発生した場合の対応

- ・「自然災害等により住民が直ちに避難できない場合は、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を実施する」ことを追記
- ・「暴風雪や大雪など、特別警報等が発令された場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする」ことを追記

3 車両一時保管場所の設置

- ・県外避難を実施する際、避難先施設において駐車場確保が困難な場合等を考慮し、車両一時保管場所を設置

〔設置場所：三木総合防災公園（兵庫県三木市）、丹波の森公苑（兵庫県丹波市）〕

4 避難ルートの追加

- ・関係市町と協議し、新たな代替ルートを設定することを追加

（高浜町、おおい町、小浜市、若狭町について、県内（敦賀市等）および県外（兵庫県）へ避難する際の新たな代替ルートとして広域農道（若狭西街道、若狭梅街道）等を経由するルートを追加